

子どもの権利条例に関する一般・代表質問(16年度以降)

●16年第2回定例会一般質問 樫見議員

(質問)

2点目は、子どもの権利条例の制定についてです。

2002年4月、道内では初めて奈井江町が子どもの権利条例を制定しました。先日、奈井江町の教育委員会を訪ね、条例づくりの経過や、その後の取り組みについて伺ってまいりました。

策定に当たっては、教育委員が中心となり、全庁横断的な組織と小学生や中学生を含む検討連絡会議を設置し、約1年という短い期間で条例を策定しています。子どもの権利に関する条例の子ども向けパンフレットには、「子どもはまちづくりのパートナー」と大きく書かれ、「すべての子どもが自分らしさを発揮し、互いを認め合いながら、豊かな子ども時代を過ごす、健やかに成長してほしい。それが奈井江町の願いです」と書かれてあります。

条例を策定する中で、大人が一生懸命、子どもの権利について議論する中から、学んでいくことも多くあるのではないのでしょうか。子どもの権利について、まちを挙げて考え、論議をすることが豊かなまちづくりにつながるのではないかと思います。

当市としても、ぜひ、条例を策定すべきと考えますが、市長は子どもの権利に対する条例の制定について、どのようにお考えでしょうか。

(答弁)

続きまして、「子どもの権利条例」の制定についてであります。子どもの幸せや人権につきましては、児童の権利に関する条約だけに限らず、日本国憲法や児童福祉法、児童憲章などにうたわれており、子どもたちを取り巻く環境整備が大切と考え、これまでも長期総合計画、児童育成計画、教育基本計画の中で、子育て支援策や児童の権利尊重などを盛り込み、保育サービスの充実や教育環境の整備、児童虐待防止や子供相談体制の整備など、子どもたちの健全育成施策を進めてきているところであります。

さらに現在、将来の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりのための、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定に取り組んでいるところであります。

策定に当たりましては、ニーズ調査で中高生の意見も聴き、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの視点にも配慮しながら、市民の方々による策定懇談会で議論していただいて、本市の行動計画を策定して参りたいと考えております。

●17年第3回定例会代表質問 藤田(純)議員

(質問)

次に、子どもの権利条例について伺います。

このたびの定例会に、子どもが自由に生きることができる権利、そして平等の権利、人間らしく生きる等を含めた子どもの権利条例を補正予算に提案されております。なぜ、無抵抗の幼い子どもが、虐待を受けなければならないのでしょうか。新聞の記事などを見るたびに、身の切られる思いがいたします。いくら幼い子どもでも、1人の人間として、生きる権利は当然です。特に、最近、

問題になる児童虐待や子どもをめぐる凶悪事件が多く、目に余るものです。つい先日も北海道新聞の記事に、加害者の8割が母親との記事がありました。親に心がなくなったのでしょうか。残念に思います。子どもの権利が守られ、健やかに、そして幸せに暮らしていける地域づくりが大切であるという観点から、条例制定の意義があると思います。札幌市でも今、条例制定に向けて取り組んでいると聞いております。北広島市としての条例の内容はどのようなものか、市長の考えを伺います。

(答弁)

続きまして、子どもの権利条例についてであります。近年、児童虐待や不登校、非行など、子どもを取り巻く環境が悪化するなか、市民が子育てに夢を持ち、子どもたちが幸せに暮らせるまちづくりを進めるためには、条例化が必要であると考えております。

他の自治体の条例では、子どもの生きる権利などの保障、子どもが育つ環境の保全、行政や市民の役割などが掲げられておりますが、本市の条例の具体的な内容につきましては、関係部局で構成するプロジェクトチームを設置するとともに、さらに公募による市民の皆さまや関係団体の代表などで構成する検討委員会におきまして、平成19年度中の制定を目標に議論を重ねていただきたいと考えております。

● 17年第4回定例会一般質問 樫見議員

(質問)

7月の市長選挙で新市長が誕生されてから早くも5カ月あまりが過ぎました。

早速、来年1月より、市民参加条例と子どもの権利条例の策定に向け、委員会が設置されることになりました。子どもを含めた市民のまちづくりへの参加や意見表明を保障する取り組みが始まったことは、市長が所信表明で述べられた市民参加、市民自治を第一としたまちづくりの実現に向けての具体的な一歩として、高く評価いたします。そこで初めに、子どもの権利条例について質問いたします。

1 子どもの権利条例について

全国の自治体における子どもの権利条例制定の状況は、5都府県9市4区5町1村となっており、単に子ども条例としている自治体など、それぞれに特徴がありますが、2000年12月に全国で初めて子ども権利条例を制定した川崎市では、子どもを権利行使の主体者として位置付け、子どもの生活の場に応じた権利保障のあり方や具体的な保障の仕組みを盛り込んだ総合条例としています。さらに大人と子どもと一緒に条例づくりに取り組み、公募による小学5年生から高校生までの子ども委員会がつくられ、2年間で200回に及ぶ会議や意見交換が行われています。

策定過程では、中間報告のためのパンフレットの配布を行うなどして、多くの関係者と共通認識を深めあいながら条例を制定しています。

当市においても策定委員の応募が、11月30日に締め切られました。そこで伺います。

1点目として、今回の策定委員の応募については、大人の公募枠3人のみとなっておりますが、主役である子どもの参加についても、ぜひ検討すべきであったと思います。今後の子どもの参加について、どのようにお考えか伺います。

2点目は、子どもの権利条例の制定にあたっては、現在、児童家庭課が窓口となり、教育委員会と連携し、進めておられますが、施策を総合的に進めるうえで、庁内の連携はもとより、現行の組織機構を見直し、新たに子ども課を設置するなどして、機能強化を図る必要があると考えます。新年度から着手すべき課題であると思いますが、市長の見解を伺います。

(答弁)

初めに、子どもの権利条例についてであります。児童虐待や深刻化する子どもの事件が増加し、子どもの権利擁護の必要性が高まっている中で、多くの市民や子どもの参加も得て、制定されるべきと考えております。

条例づくりへの子どもの参加の方法につきましては、「子どもの権利条例検討委員会」において検討されることとなりますが、子どもたちが自由に意見を交換や発表できる場を設定していかなければならないと考えております。

次に、組織機構の見直しについてであります。子どもの権利条例の制定に係る業務のみならず、子どもに関する業務の一元化につきましては、市民にとっての分かりやすさや、業務の効率性などを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

(再質問)

まず子どもの権利条例のことですが、子どもの権利条例の策定過程における子どもの参画について、今回は多くの方が議会で取り上げられておりますが、私も、イベント的な方法では、多くの子どもたちの意見を取り入れるということは、なかなか短期的でありますので、恒常的に子ども委員会などを設置すべきであると思っております。

また、今後の進め方についてですが、白紙状態で検討委員会に委ねるということではなく、市民議論をリードする立場として、庁内で研究チームなどをつくり、先進自治体の研修を行うことも必要であると考えますが、そのことについての見解を1点、伺います。

(答弁) 保健福祉部長 (上村弘志)

最初に子どもの権利条例に関する子どもの参加についてでございますけれども、イベント的ではなくて、子どもの委員会の設置ということでご意見いただきました。貴重なご意見としてお伺いしておきたいと思っております。

それから、市民の議論をリードするというところでございますけれども、私どももすでに札幌市の策定委員会の委員長さんをお招きして、研修したこともございますが、今後とも各市町村の事例等を含めまして、研修、研さんに努めながらこれらの策定委員会の中で、私どもの立場から意見を申し上げていきたいなというふうに思っております。

● 18年第2回定例会一般質問 樫見議員

(質問)

1 子どもの権利条例について

初めは、子どもの権利条例についてです。

北広島市では、2007年度条例制定を目指し、今年1月から検討委員会がすでに5回開催されました。

先日、札幌市で行われた子どもの権利条例に関する講演会に参加し、山梨大学の荒牧重人教授のお話を伺いました。荒牧教授は、川崎市や多治見市の子どもの権利条例や川西市のオンブズパーソン条例制定などにかかわり、日本における子どもの人権に関する議論をリードしてきた第一人者でもあります。今後の条例策定に向け、多くのヒントをいただきました。

大事なものは、そのまちの子どもの実態を詳細に把握することであり、子どもの相談や支援などの制度がどこまで届いているのか現場に聴くこと。身の丈に合った実現可能な条例とし、いかに普及させていくかが重要といった基本的な事柄のほかに、国連子どもの権利委員会からの勧告で、日本においては、最も施策が遅れている子どもの権利の救済のための公的な第三者機関、オンブズパーソン制度について、他の自治体の実例を基に条例に盛り込むことの意義や必要性を強調されました。

今回、私はそれらの実例を研修するために、多治見市と川西市に行ってまいりました。

多治見市は人口約10万人で、2003年9月に子どもの権利条例を制定しています。策定前と策定後2年目の2回、子どもと大人、教職員へのアンケート調査を実施しています。そこでは子どもと大人の意識の違い。家庭と教職員との意識の違いが浮き彫りとなっています。

例えば、「子どもがもっと休みや休息する時間がほしいと思っている」では、子どもの67%が休息したいとしているのに対して、大人は37%にとどまっています。

不登校について、「原因を解決して登校すべき」では、子ども29%に対して、大人は60%となっています。相談したり話を聞いてもらう人として「学校の先生」と答えた子どもは、12%、大人14%に対して、教員は61%です。また、「自分を好き」と答えた子どもは全体の18%に過ぎず、特に、13歳という年齢では、1人もいなかったことや大人から大事にされているか。相談相手がいるかでは、前後の12歳や14歳と比較して、極端に少ないという結果も出ています。13歳は自己を肯定できず、周囲の大人は子どもが自己肯定感を培えるよう、丁寧に向き合うことが必要としています。

また、子どもの人権オンブズパーソン条例を制定している川西市でも、事務局が毎年、調査を行い、公表しています。昨年度の調査では年間213案件の相談があり、子ども本人からが4割を占めています。なかでも中学生が最も多く、制定前のいじめに関する調査では、2割から4割がいじめを受けたことがあり、その中で生きているのがつらいという子が、クラスで1人から2人いることが分かりました。記述欄には多くの書き込みもあり、これらの調査結果からは、子どもはもちろんのこと、大人や教師もいかに多くの悩みを抱えているかが分かります。

北広島市においては、まだ、議論は入口のところであり、子ども観についても十分話し合われていない状況ですが、しかし、子どもの権利にこだわった条例とすべきであり、救済制度をきちんと盛り込むことがぜひ、必要なことであると思います。

そこで1点目として、現在、検討委員会では4分科会に分かれ、出向き調査を行うこととしています。この中で北広島の子どもの置かれている状況について、詳細に把握することが重要であると考えますが、子どもと大人、教職員を対象としたアンケート調査を実施するお考えはないのか、見解を伺います。

2点目は、事務局からの情報提供についてです。

現在、教育委員会管理部、生涯学習部、保健福祉部、市民部の4部4課が事務局を担当していま

すが、横の連絡会議はどのようになっているのでしょうか。北広島市の子どもにかかわる制度、相談体制や実態、必要に応じて先進的な情報を収集し、検討委員会に積極的に情報提供すべきですが、見解を伺います。

3点目は、講師派遣についてです。

子どもの権利条例策定にあたっては、その議論の段階に応じたタイムリーな講演会や研修会の開催が重要です。すでに札幌市の子どもの権利条例策定検討委員長を講師に研修されたとのことですが、今後は道内外から子どもの人権に詳しい専門の講師を招いてはどうか、見解を伺います。

4点目は、子ども委員会の設置についてです。

昨年年第4定例会で、市長は貴重なご意見として受け止めるという答弁にとどまっています。子どもの意見表明の場として策定過程からの子ども自身の参画がその後の条例普及などにも大きく影響を及ぼします。

多治見市では条例策定前から現在まで、毎年、1回、子ども会議を開催しています。そのために、企画段階から子どもスタッフが、年十数回集まって協議しています。スタッフは小学校5年生から高校生までの十数名ですが、毎年、報告書が出され、今年で8回目になります。この間、多治見の子どもたちは成長し、自己肯定感も他の自治体より高いと評価されています。これまで市の多くの条例づくりで子どもの意見は、ほとんど取り入れられることはありませんでした。今回は、それをどう実現していくかが問われているとも言えます。北広島の子どもの意見をどのように条例に生かすのか。当市の子どもの権利条例策定への子どもの参加のあり方について、市長はどのように認識され、どのように進めるお考えか見解を伺います。

(答弁)

初めに、子どもの権利条例についてであります。現在、検討委員会で活発な議論が進められているところであります。アンケート調査につきましては、委員会の中で多くの市民や子どもたちの意見を聴くということが確認されておりますので、具体的な方法につきましては、今後議論されていくものと考えております。

次に、事務局の連絡会議についてであります。4部によるプロジェクト会議は、現在までに8回ほど開催しており、今後も必要に応じて、開催してまいりたいと考えております。

また、情報につきましては、各市町村の先進的な事例等を含めまして委員会に提供してまいりたいと考えております。

次に、講演会などの開催についてであります。市民全体への啓発も含めた内容で、実施すべく検討委員会の中で提案してまいりたいと考えております。

次に、子どもの権利条例制定への子どもたちの参加についてであります。委員会においても、子どもたちが自由に意見交換や発表のできる場を設定していくことは、大切であるという認識とすることですので、様々な方法で子どもたちの意見も条例に反映されていくものと考えております。

(再質問)

子どもの権利条例についてですが、つい先日、6月20日ですが、第5回目が行われておりまして、私も傍聴しておりましたが、その入口論のところ、なかなか議論が先に進まないで、逆に戻

ったりしているなどという感想を持ちました。これは、特に、条例がなぜ必要なのか。なぜ、北広島でこの条例を作らなきゃいけないのかといった意見も出されていきました。ここは市長が理念をしっかり持って、リーダーシップを発揮して、そしてあらゆる場面で、子どもの権利条例の必要性をアピールされることが必要だということを強く感じましたので、今後、機会あるごとに、ぜひ、話題にさせていただきたいと思いますが、その点について見解を伺います。

それから、2点目は体罰、それから権利と義務ということをめぐるまして、委員の間で非常に認識の違いがあるということも分かってまいりまして、議論が不足しているという意見も出されていきました。こういった議論は、丁寧にやっていく必要があるという委員長の姿勢ですので、その点は評価しております。そして、しっかりここは議論してほしいというふうに私も思います。ところが、ちょっと心配なのは、検討委員会の中には、子どもの権利に詳しい学識者、もちろん学識者が会長をやっておられるのですが、特に、子どもの権利の専門ということではないと聞いておりますし、また弁護士などが、構成メンバーになっていないことから、先ほども申し上げたように、多少、不安、今後の進行に不安も抱きます。そこで事務局としては、委員会にまる投げであってはならないというのは、当然のことですけれども、ぜひ、プロジェクト会議として、視察ですとか先進自治体のところの研修なども行う必要があるのではないかと強く思うんですが、そのことについて、どのようにお考えか伺います。

それから、3点目。

アンケート調査についてですが、このような調査をすることによって、多治見の場合ですが、家庭において子どもの権利についての会話が生まれたというふうに、そのきっかけにもなると聞いております。

北広島市の子ども的人数ですけれども、ゼロ歳から18歳までとしまして、今年度、1万1,320人。全体の18.6%を占めております。過去5年間で年々減少しておりますけれども、この子どもたちは、もちろん、いつまでも子どものままでいるわけではありません。このまちを担っていく大人になるわけですから、今きちんと大人と子どもが問題を共有していくことは大事であると考えます。

アンケートでは、子どもが安心してアクセスできる場所があるか。問題解決に向けて、子どもの気持ちを受け止めてくれる大人の存在があるか。そういったふだん表面に現れにくい子どもの実態をあぶりだせるような調査をしていただきたいということを期待しておきます。そこで、これらの今年度後半の事業について、検討委員会でも話題に上ってございましたが、きちんと予算措置されることを求めますが、見解を伺います。

(答弁) ◎子育て担当理事（高田信夫）

子どもの権利条例に対する再質問について、ご答弁させていただきます。

まず、市民へのPR等についてのご質問でありましたけれども、検討委員会は、現在、市民に向けた具体的な活動調査という段階まではまだ至っていない状況で、現状では市民への権利条例の周知は進んでいない状況です。事務局としても、そういう対応を少し、遅れていたかなという反省をしているところです。今後、委員会の審議経過を見据えたなかで、市民向けの活動や啓発資料としてのパンフ、広報の活用などを通じて、PRに努めてまいりたいと考えています。

それから、委員会の審議経過の関係ですけれども、基本的には、専門の委員さん、弁護士とかそういう方はおられませんけれども、大学の先生とか、民生児童委員とか、そういう方には入っていた

だいて、各分野から委員さんは出ていただいて、考え方としては、委員の皆さんに自由な議論を通して条例をつくっていただきたいという形でスタートしております。

現在、委員間の認識のベースづくりを今、進めておりまして、委員会としては十分な議論をして進めていこうという、先ほど樫見議員も丁寧に議論してほしいというお話ありましたけれども、今、そういう形で進んでいるんじゃないかなというふうに考えております。

ご指摘のありました研修等とか、そういう話がありましたが、この内容につきましても、委員会が今後、具体的な内容の審議に入ってまいりますので、この審議の内容によって、委員会と検討しながら対応してまいりたいと考えています。予算の話もありましたが、この内容についても、予算の必要なものが、今後の審議の中で出てくれば、議会のほうにご提案申し上げまして、そういう事業の執行をしていきたいなと思っております。

(再々質問)

子どもの権利条例に関しましては、私も2年かけてつくる中で広がっていくことを期待しておりますので、今、早々に議論が進むということを申し上げているわけではないので、再々質問ありませんが、とにかく早い時期に、当市の、北広島市の子どもたちの置かれている状況の実態把握というものをさせていただきたいということを要望します。例えば、全委員で市内の児童館ですとか、学童ですとか、子どもがいる場所についての視察なども、ぜひ、させていただきたいということを要望しておきます。それから、男女平等に関しては、条例化に関しては、今のところは視野に入っていないということですが、これは、先の委員会からの提言にも、やはり条例化については求められておりますので、今後もぜひとも検討をしていっていただきたいと。これも要望しておきます。

● 18年第4回定例会一般質問 樫見議員

(質問)

2 子どもの権利条例の策定について

次は、子どもの権利条例策定についてです。

現在、北広島市子どもの権利条例検討委員会では、幼児・親部会、小中高校部会、子どもの指導者部会、地域部会の4つの部会において、子どもと大人へのアンケート調査の実施に向け、準備を進めておられます。アンケート調査の実施に向けては、子どもの救済制度であるオンブズパーソン条例を設けている川西市では、「子どもの実感調査」として、小学校高学年や中学生には、昨年4月から現在まで、心または体、またはその両方に苦痛を感じるようないじめを学校で受けたことがありますかといった設問や、さらにいじめを受けたことがある、少しあると回答した子どもに対しては、その苦痛の度合いを具体的に選ぶ項目や解決するためにだれに相談しますかといった選択項目もあります。

これは1例ですが、そういった実感調査となることを期待いたします。そこで、子どもの本当の気持ちを知るためには、無作為、無記名、郵送で行うことが重要ですが、どのように実施されるのか伺います。

2点目は、子どもの権利条例検討委員会の持ち方についてです。

今年1月から同時に策定が始まった北広島市市民参加条例策定市民委員会においては、アドバイ

ザーが2名配置されており、必要な時にその場で専門的な見解を聴くことができ、議論がスムーズに展開されています。子どもの権利条例検討委員会においても、子どもの権利に詳しい専門的なアドバイザーを配置すべきと思いますが、見解を伺います。

3点目は、児童の権利に関する条約、子どもの権利条約の積極的な普及についてです。

昨年度、子どもの権利条約について書かれた子どもエルフィンカードを小学生、中学生、高校生用の3種類を作成し、配布されていますが、これらの内容については、さらに工夫し、教育委員会との連携で、子どもの権利条約の普及について積極的な取り組みを進めるべきですが、見解を伺います。

(答弁)

続きまして、子どもの権利条例についてであります。アンケート調査につきましては、検討委員会の中で多くの市民や子どもたちの意見を聴いて進めていくことが確認されており、現在、無作為抽出の市民を対象とする郵送による調査や、小中学生及び保護者、指導者などへの調査も検討しているとのことでもあります。また、アンケートの実施にあたりましては、無記名また封入により個人のプライバシーが確保されるような形で進められるべきであると考えております。

次に、専門家の配置についてであります。今後、開催予定のフォーラムなどにおきまして、他市で先進的な事例を手がけた専門家を招き、委員の研修を行うなど、議論の参考にしていただきたいと考えております。

なお、検討委員会へのアドバイザーの配置につきましては、市民の手による条例案の作成を基本に進めておりますことから、現在のところ、考えていないところであります。

次に、国連の「児童の権利に関する条約」の普及についてであります。検討委員会では、この条約を条例案作成の出発点としております。市といたしましても、広報紙への掲載や虐待などの防止を目的に作成した子どもエルフィンカードの配布を通して啓発を行っているところであります。今後もこれらについての工夫や普及に努めてまいりたいと考えております。

(再質問)

それから、次は、子どもの権利条例に関してなんですけれどもアンケートの取り方については市民モニターを活用されて、行う部分については、郵送なのかなというふうに思います。しかし、肝心の小中高校生へのアンケートは、郵送では考えておられないのかなというふうに思うんですけれども、先日の子どもの権利条例検討委員会を傍聴してもしましたら、当初から郵送費などの予算措置をしていないことについて、事務局側から委員の皆さんに対して、予算の説明をされていました。しかし、これは500人を対象に実施したとしても、大体、切手代など諸々で10万円程度の予算であると思います。子どもは、先ほども申し上げましたように、だれかに見られるのではないかと思います。本心をなかなか明かそうとしないということを先日も多治見市の子どもの権利委員会の会長の勝典子さんのお話を伺ったところですが、プライバシーを守り、安心して本心を書けるような調査の方法としては、やはり無作為無記名郵送が絶対条件であると思います。そのことについての見解を再度、どのように認識されているのか、お伺いいたします。

それから、子どもの権利条約の周知についてですが、あ、その前にアドバイザーの配置について、これは要望になるんですけれども、市民による議論をしているので、配置は考えていないという見

解を示されましたけれども、逆に市民による議論を進める上では、やはり弁護士などの専門家が常に議論の中において、適切なアドバイスをしなければ、なかなか、交通整理も含めて、いろいろな意味で議論が深まって、前へ進んで行かないのではないかなというふうに、私は思っておりますので、その点については今後、ぜひ検討していただきたいということを申し上げておきます。

それから、3点目ですけれども、周知について、お伺いいたします。

先日、12月1日の広報に大きく見開きで、子どもの権利条例に関して載っておりました。条例に関しても、取り上げておられました。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利について、また、子どもを権利の主体としてとらえることや、子どもの最善の利益を考えなければならないということが載っておりました。また、いじめや虐待の問題について検討委員会の委員長は、北広島市が子どもの権利条例を作ろうとしているのは、子どもを大切にすまじづくりを目指して、子どもの権利を市民全員で考えましようということでした。その中で、子どもの権利を尊重し、支援していけば、子どもは自らを大切な存在であることに気づき、他人を思いやることも身に付いていくでしょうとコメントされておりました、とてもいい内容だというふうに思いました。そこで、お聴きいたしますが、このような広報による市民への周知について、大変効果的です。できるだけ多くの回数の掲載をすべきですが、見解を伺います。

次は、これは教育委員会に、お伺いしたいと思えます。

エルフィンカードの発行。こういうものなんですけれども、これが小学校低学年・高学年、中学生、と3種類ございます。しかし、ここには電話してというふうには書いてあるんですが、家庭児童相談室の内線が載っているだけで、あとは道の児童相談所が載っております。このことによって、2件ほどのお電話があったというふうにも聞いておりますが、このカードのさらなる改善というものをこれからしていくということですので、それは期待したいと思えますが、そこで、教育委員会にお尋ねしたいのは、ぜひ学校での普及について、積極的に取り組んでいただきたいということです。子どもの権利条例については、そのパンフレットなどを作成し、子どもだけでなくすべて教職員に対しても、共通の認識づくりを進めるべきだというふうに思えますが、見解を伺います。

(答弁) ◎子育て担当理事（高田信夫）

私のほうから子ども権利条例に関する再質問に、お答えいたします。

先ほどのアンケートに関するご質問ですけれども、委員会では、無作為無記名に関する調査方法として、先ほど議員からおっしゃられましたけれども、モニター制度を活用しまして、一般の方、600名を対象とした無作為無記名、郵送による調査を考えております。

また、もう1つ、検討委員会には4部会が構成されておまして、この4部会が調査対象範囲を幼児ですとか、その保護者の方、それから、その保育にかかっておられる先生。それから小中高生。子どもたちに接することの多い指導員などに特定して調査しようという、そういう調査もやりたいということで、今、整理をしているところであります。

この4部会の調査では、対象年齢が、保育所ですとか幼稚園、こういう若い子どもへの対応が、当然、必要になってくることや、それから先ほど申し上げました指導部会の方々、それから地域の方々につきましても、ある程度、対象者を特定して行う調査内容となりますことから、郵送によるという形は、今、考えておりません。また、部会では出向き調査を併せて行いたいという考え方もありまして、郵送に基づくアンケート調査ではなくて、出向いて、お願いしていくという形で、ア

ンケート調査の実施する段階では、調査依頼の段階での、依頼の対応に関することや、個人のプライバシーには十分配慮しなければならないとは考えておりますけれども、各機関のご協力をいただきながら、進めて行きたいなというふうに考えております。

それから、広報紙による市民への周知につきましては、先ほどありましたアンケート調査の結果なども含めまして、市の広報紙、それからホームページなどで、今後も情報の提供などを行ってまいりたいというふうに考えております。

(答弁) ◎管理部長 (小菅敏博)

樫見議員の子どもの権利条約にかかわる学校での取り組みについて、お答えを申し上げます。

先ほど、樫見議員の質問の中でも言われておりましたが、この権利条約の中では、人権を基本にし差別されないということが、うたわれております。各学校の現場におきましては、管理職の校長、教頭、また、教職員の先生方も、この条約の中で言われております基本的人権を尊重し1人ひとりを大切に考える考え方で、教育活動に取り組んでいるというふうに考えております。

現在、子どもの権利条約の趣旨を踏まえて、市として子どもの権利条例の策定に取り組んでおりますが、校長さん、教頭さんも、委員として入っておりますので、市と連携をしまして、進めていくこと、またそれぞれの学校において、条例の策定に取り組んでいることを理解してもらうことが必要であると考えております。

(再々質問)

教育委員会の子どもの権利条約の扱いに関してなんですが、見解が、私、理解ができなかったんですが、検討委員会の中の構成メンバーに学校の先生も入っていらっしゃるけれども、やはり各学校において、たとえば、国連子どもの権利委員会からは、日本政府に対して、勧告が出されておりますが、それには権利教育を学校カリキュラムに含めることとしています。しかし、いまだに日本政府においては、そのことが全国の小学校、中学校、あるいは高校などで進められておらず、自治体が独自に取り組んでいるという実態だというふうに思います。ぜひともそのへんを受け止めて、市としても、子どもの権利条例を策定している前段で、条約の普及、それから人権教育というのは、非常に重要だというふうに思いますので、そのへんはぜひとも、しっかり認識して進めて行っていただきたいと思うんですね。

それで、小樽の中学校の例が先日も新聞に報道されておりました。議論を通じて、生徒自らがルールや自由、義務について考え、校則を作り上げるという生徒憲章が、今年の5月に作られたというふうにあります。その時に、やはり、子どもの権利条約の解説書を使用したというふうになっております。ぜひとも当市としても、そういった手作りで結構ですので、そういったパンフレット、あるいは、そういうものが、既成のものがあるのであれば、活用して、授業に組み入れていくということをしていただきたいと思いますと思いますが、最後に見解をお伺いして終わります。

(答弁) ◎管理部長 (小菅敏博)

樫見議員からの再々質問についてであります。検討してみたいと考えております。

● 19年第1回定例会代表質問 谷川議員

(質問)

2つ目に、市長のマニフェストにありました子ども権利条例について、お伺いいたします。

この条例は、私は北広島の子どもたちが健やかに育つ環境の整備のうえからも、大切なものと考えておりますが、市内の関係機関の方々や公募による市民委員で検討が進められているようですが、これまでの検討内容は、どのようなものであったのか、どのような議論がなされているのか。また、今後、どのような内容で進められ、市民への周知啓発、議会への提案などは、どのように考えておられるのかをお伺いいたします。

(答弁)

次に、子どもの権利条例についてであります。これまで、「北広島市子どもの権利条例検討委員会」におきまして、委員の共通認識づくりの議論、多くの市民や子どもたちの意見を聞くためのアンケート調査の実施、市民を対象にフォーラムの開催などを行ってまいりました。今後は、アンケート調査のとりまとめや市民啓発イベントの開催、また、子どもの意見などを聴きながら、平成19年度中に議会へ提案できるように進めているところであります。

● 20年第1回定例会代表質問 小岩議員

(質問)

次に、いじめとカウンセリングについてであります。

学校生活を通じて起こる子ども同士のトラブル、そこから派生をします、いじめ。これをすべてなくすというのは難しい。そこで、先生や同級生、あるいは保護者が気を配り、日常、接触することで、少なくとも深刻な状態を防ぐことはできる、と言われております。これすら、簡単でないのが、今の実情ではあります。委員会では、いじめ危機管理マニュアルというものをつくって、昨年、すべての先生方に配っておりますが、では学校現場で、先生たちはこれをどう活用しているのか。また、いじめに対して、委員会や学校では、定期的に対策や協議はされているのか、お伺いをいたします。

次に、現在、小中学校には相談員やカウンセラーが配置されておきまして、子どもたちの利用状況も多いということが、昨年の議会でも報告されました。ただし、その成果の内容を具体的に、あるいは積極的に公表する性質なものではないだけに、そこで苦勞されております相談員や、その取り組み自体に対する評価は難しいと思っておりますが、そこで個別具体的な内容は別として、これを日常的に見られております教育長としては、どのような見解をお持ちなのか、まず、お伺いし、そして、現在の体制、その拡大について、その結果、どう考えておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。また、今年度中と予定されていたはずですが、子どもの権利条例の制定、これは結局、まだ活発な作業が続いているということもありまして、来年度へ向けてということになるんだろうと思っております。この中でも子どもたちの人権の観点から、いじめに対する検討がされております。具体的な条例案ができてからとはなりますが、いじめに関して、この子どもの権利条例ではどのように扱われようとしているのか、お伺いし、3点目は財政的支援制度について、お伺いいたします

(答弁)

続きまして、子どもの権利条例についてであります。検討委員会におきまして、子どもたちの実

態を把握するため、幼児、小中高校生、その保護者などを対象にしたアンケート調査を実施したところであります。

アンケートでは、小中学生で、「差別や暴力、いじめを受けたことがある」が、およそ15%、反対に「差別や暴力、いじめをしたことがある」が、小学生で約8%、中学生で約4%という結果でありました。

また、昨年11月から本年2月にかけて公募した12名の小中高校生からなる「子ども会議」を開催して、直接、意見を聞いております。これらの実態や意見も取り入れながら、子どもたちが安心して生きることができるような条例素案を検討していただいているところであります。

●17年第4回定例会一般質問 藤田（豊）議員 （質問）

7 各種の子供施策について

最後に、各種子ども施策についてお伺いをいたします。

教育施設への不審者の侵入の対応のために対策が、各自治体でとられております。山口県山口市では、市立保育園、幼稚園において非常通報装置を導入いたしました。この装置は、不審者が侵入した場合に教室に設置されたボタンを押すと自動的に警察に通報されます。あらかじめ録音してある音声により、住所、保育園の名前、非常内容を知らせるものです。5分間程度で、警察官が保育園等に到着するシステムとなっております。費用も1つの保育園で25万円と安価で設置できることから、本市でも導入してはと思いますが、いかがでしょうか。

文部科学省は平成17年度「地域ぐるみ学校安全体制整備事業」において、スクールガードの育成、活用事業を始めました。スクールガードとは学校安全警備員のことで、この育成活用事業で、本年度、道内6市町が指定を受けました。来年度、この事業に対して、本市としても手を挙げるべきではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

本市では、現在、子ども権利条例の委員を募集しております。来年から委員会を立ち上げて、2007年度の制定を目指しておりますが、この条例制定に子どもの意見を反映させる子ども議会や、子ども会議を設置して取り組んでいる自治体が増えております。

本市も同様の取り組みをしてはと思いますが、考えをお伺いいたします。

本市で採用している非常勤職員は、原則1年の勤務ですが、学童クラブの指導員のように、資格を有する特別な職場においては、勤続年数の例外を認め、市の判断で期間を定めております。本市では現在、15年で退職となっておりますが、それまでの経験は貴重なものであるため、現場の状況に応じて、年数を見直すべきではないでしょうか。市長の見解をお聴きいたします。

学童クラブの児童は、帰宅時間が夕方5時ごろであり、今の、冬期間のような時期では、真っ暗な中帰宅することになります。ドライバーからは、学童クラブの児童の姿が発見しにくく、交通安全対策が必要ではないかとの声が、数多くお聴きいたします。

車のライトに反射する反射材を児童に着用させることに予算をかけてはどうでしょうか。考えをお聴きいたします。

大曲東学童クラブの児童数増加による今回の増築により、待機待ち児童は解消される見込みとなりましたが、増築部は渡り廊下でつながっているため、児童の安全上の問題は、残ったままであり

ます。現在の非常勤職員3名体制からの増員の必要があると思いますが、対策はどのようになっているのかお聴きをいたします。以上で1回目、終わります。

(答弁)

続きまして、各種の子ども施策についてであります。保育園の非常通報装置につきましては、保育園において、子どもたちが安全に生活できることは大切なこととあります。今後の防犯対策の中で、非常通報装置を含めて、検討をしてみたいと考えております。

次に、スクールガードの導入についてであります。スクールガードの導入につきましては、基盤となる組織が必要とあります。したがって、学校及び関係団体の意向確認をはじめ、制度導入の条件を満たすことが必要なことから、他市の実施状況なども調査し、導入の可否について検討をしてみたいと考えております。

さらに市民が連携して、育成環境を整備する必要があることと、制度導入の条件があることから、学校及び各団体の意向や、他市の状況を調査し、導入の可否について検討をしてみたいと考えております。

次に、子ども議会についてであります。現在、市では子どもの権利条例検討委員会の委員の選考を進めており、来年1月に設置する予定とあります。この委員会では、子どもの権利をめぐる諸問題を整理をしてみたいと思いますが、条例の内容につきましては、市民や子どもの意見に耳を傾けながら、検討を重ねていく予定としております。

ご提案の子ども議会や子ども会議につきましては、この中で検討されていくものと考えております。

次に、学童クラブ指導員の勤続年数についてであります。市民の雇用機会の公平性などの観点から、市の非常勤職員は職種ごとに一定の再任用期限を定めており、現行制度の中で適切な運営が行われているものと考えております。

次に、学童クラブの児童の交通安全対策についてであります。市としましても、地域や保護者の皆さまとの連携の中で、安全教育などの徹底を図ってまいりますが、衣服などへの反射材の着用は、基本的には保護者の皆さまの責務と考えているところであります。

次に、大曲東学童クラブの増築に伴う非常勤職員の体制についてであります。適正な運営を図るため、検討をしてみたいと思います。